

第15回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年3月30日（月）19時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 厚生労働省対策本部クラスター対策班
専門家説明
- 5 本部長指示
- 6 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 3月29日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	122,666	2,147
イ タ リ ア	92,472	10,023
中 国	81,439	3,300
ス ペ イ ン	73,235	5,982
ド イ ツ	57,695	433
フ ラ ン ス	37,575	2,314
イ ラ ン	35,408	2,517
英 国	17,089	1,019
ス イ ス	13,213	235
オ ラ ン ダ	9,762	639
そ の 他	119,691	2,123
合 計	660,245	30,732

※ 191の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 3月29日掲載）

都道府県名	感染者数	死亡者数
東 京 都	368	5
大 阪 府	192	2
北 海 道	172	7
愛 知 県	164	19
千 葉 県	126	1
兵 庫 県	125	8
神 奈 川 県	104	5
埼 玉 県	78	3
京 都 府	37	0
新 潟 県	31	0
そ の 他	250	2
合 計	1,647	52

※チャーター便帰国者11名、空港検疫15名、無症状病原体保有者182名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 430名（3月29日20時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者 427名（うち死亡者8名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

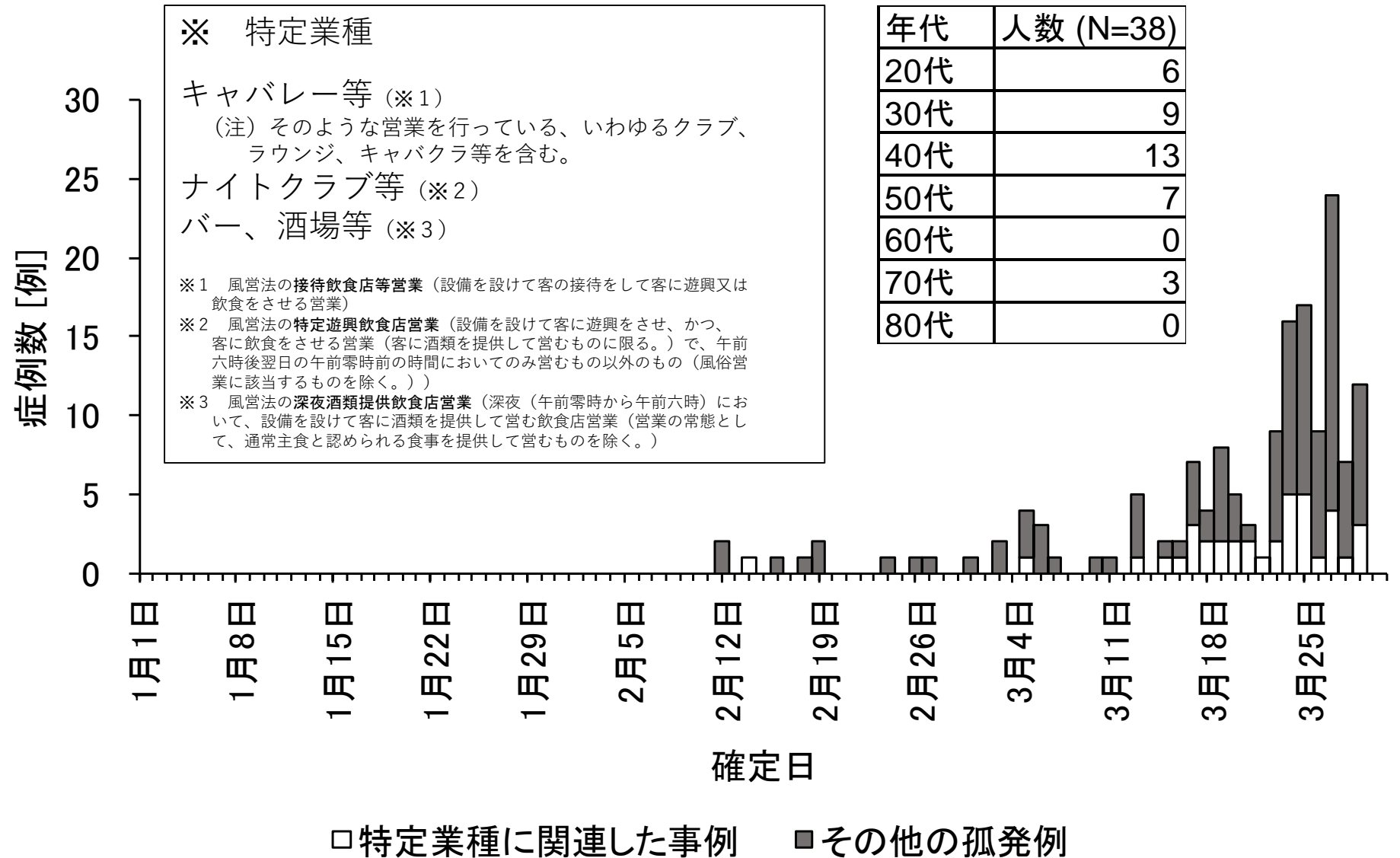
2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

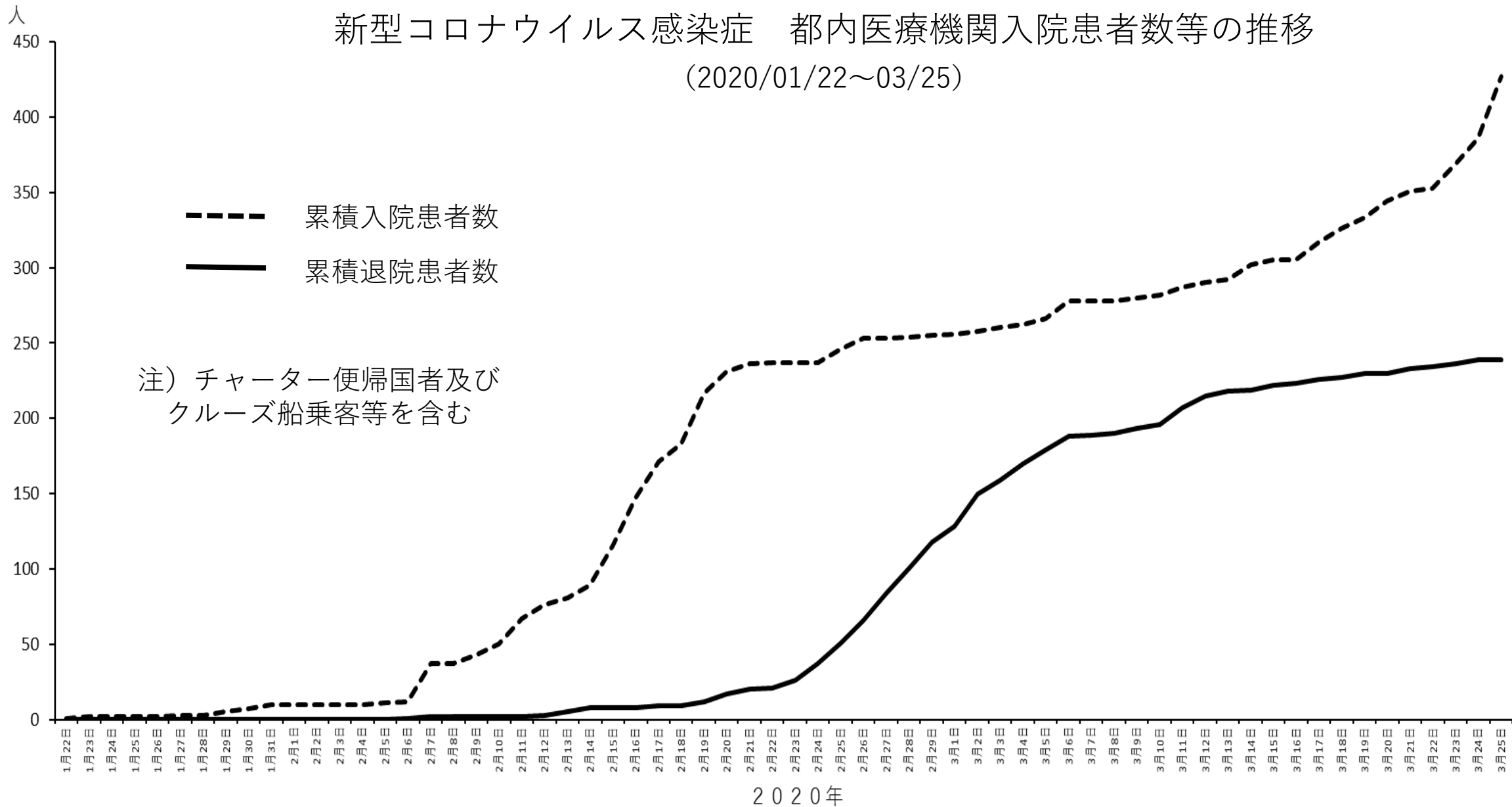
- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定

- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信

東京都:孤発例における特定業種(※)に関連することが疑われる事例の集積



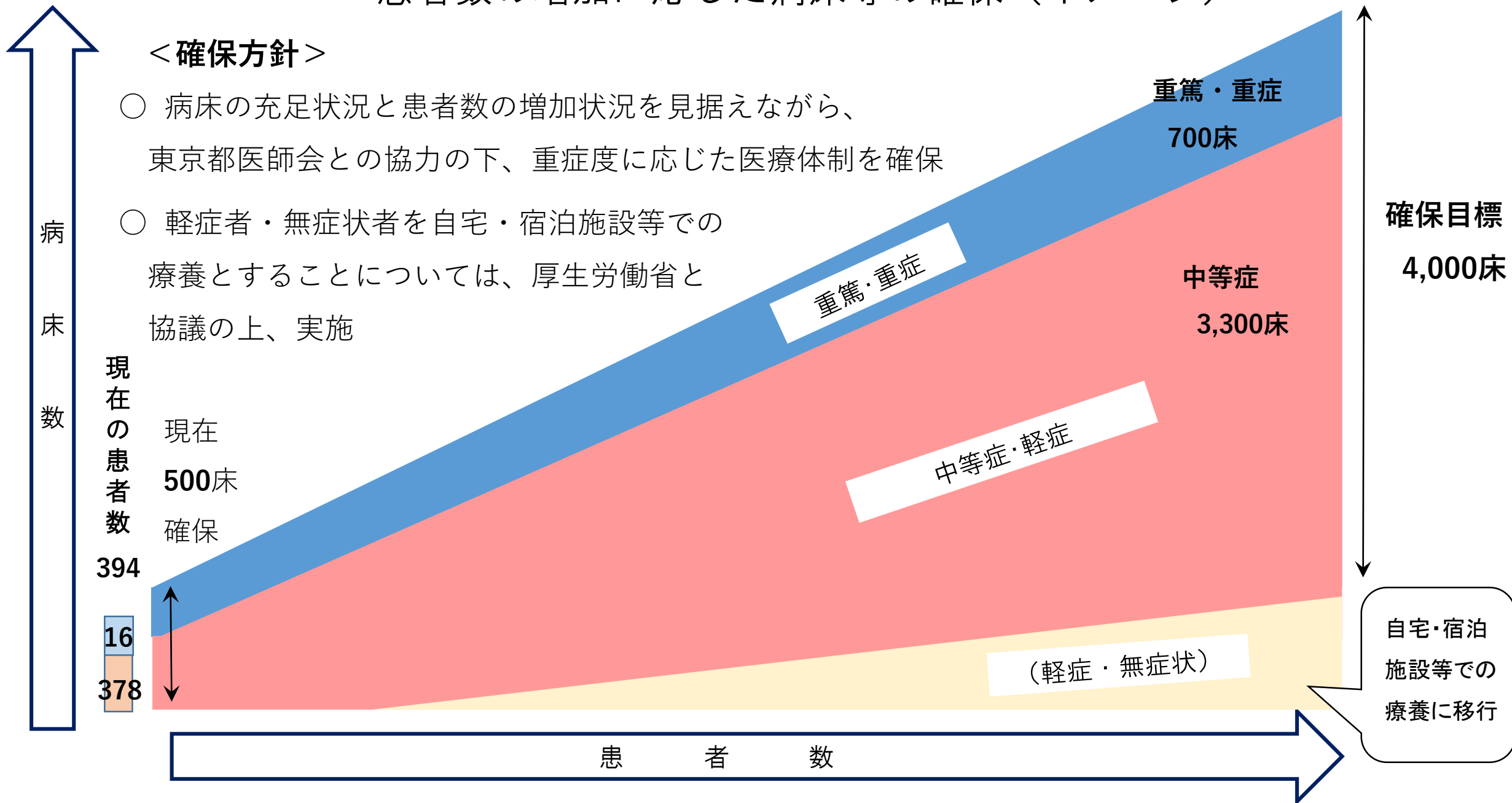
新型コロナウイルス感染症 都内医療機関入院患者数等の推移 (2020/01/22~03/25)



患者数の増加に応じた病床等の確保（イメージ）

< 確保方針 >

- 病床の充足状況と患者数の増加状況を見据えながら、東京都医師会との協力の下、重症度に応じた医療体制を確保
- 軽症者・無症状者を自宅・宿泊施設等での療養とすることについては、厚生労働省と協議の上、実施



令和2年 3月30日

福祉保健局

新型コロナウイルス病原体検査 実施状況

(東京都健康安全研究センター実施分・民間検査機関委託分の合計)

(令和2年1月24日～3月26日 速報値)

<検査実績>

(件)

検査実施数 (検体数)	都内発生分			陰性 確認	その他 チャーター機帰国者 ・クルーズ船乗客等
	疑い例 検査	接触者 調査			
3,735	2,960	2,063	515	382	775

(注) 1 同一の対象者について複数の検体を検査する場合あり

2 陰性確認とは、検査陽性となった患者等について、症状改善後にウイルスの保有状態が継続しているかどうかを確認するための検査。検査陽性となり入院した患者は、一定間隔を置いて2回連続で陰性となった場合に退院が可能となる。

<検査陽性者の状況等> (都内発生分)

(人)

検査 実施人数	陽性者数 (累計)	入院中			死亡	退院
			軽症・ 中等症	重症		
2,269	430	382	367	15	8	40

(注) 都内において疑い例又は患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載
(陰性確認、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない。)

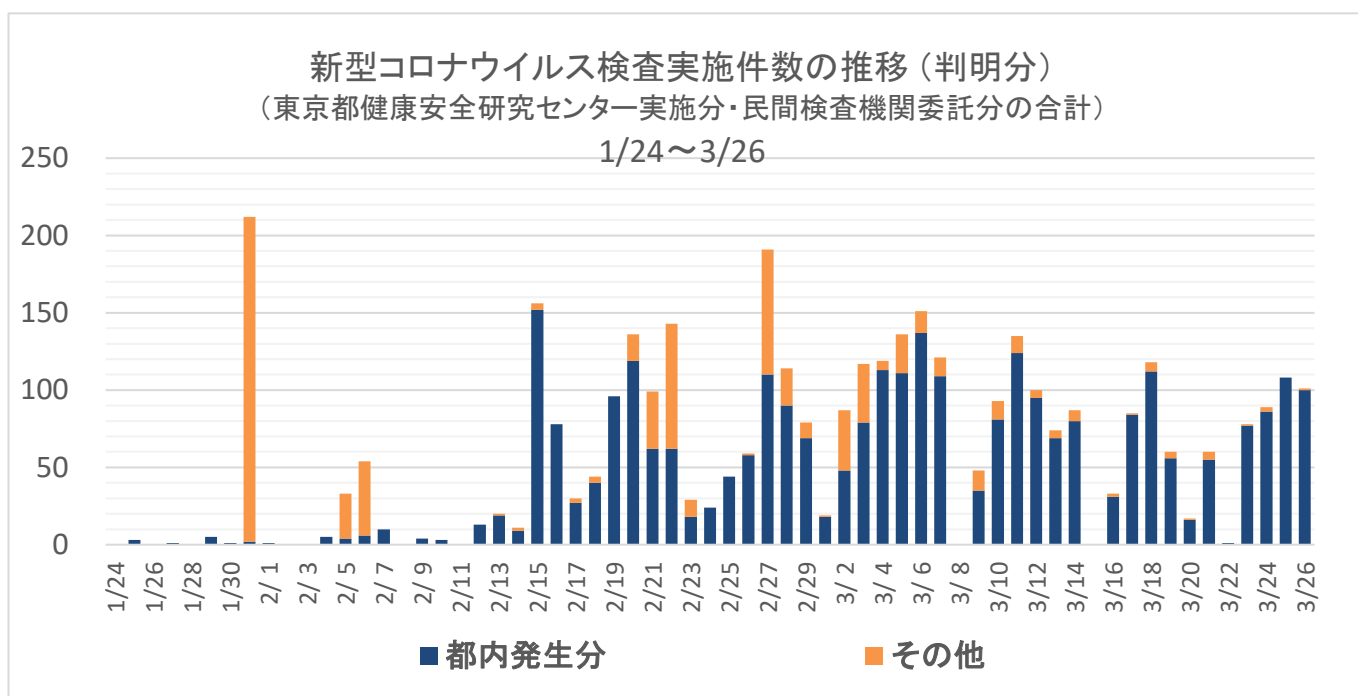
(注) 陽性者数は3月29日時点

新型コロナウイルス病原体検査 実施日別状況

〈速報値〉

判明日	曜	検査実施数	
		都内発生分	その他
1/24	金	0	0
1/25	土	3	0
1/26	日	0	0
1/27	月	1	0
1/28	火	0	0
1/29	水	5	0
1/30	木	1	0
1/31	金	212	210
2/ 1	土	1	0
2/ 2	日	0	0
2/ 3	月	0	0
2/ 4	火	5	0
2/ 5	水	33	29
2/ 6	木	54	48
2/ 7	金	10	0
2/ 8	土	0	0
2/ 9	日	4	0
2/10	月	3	0
2/11	火	0	0
2/12	水	13	0
2/13	木	20	1
2/14	金	11	2
2/15	土	156	4
2/16	日	78	0
2/17	月	30	3
2/18	火	44	4
2/19	水	96	0
2/20	木	136	17
2/21	金	99	37
2/22	土	143	81
2/23	日	29	11
2/24	月	24	0

判明日	曜	検査実施数	
		都内発生分	その他
2/25	火	44	0
2/26	水	59	1
2/27	木	191	81
2/28	金	114	24
2/29	土	79	10
3/ 1	日	19	1
3/ 2	月	87	39
3/ 3	火	117	38
3/ 4	水	119	6
3/ 5	木	136	25
3/ 6	金	151	14
3/ 7	土	121	12
3/ 8	日	0	0
3/ 9	月	48	13
3/10	火	93	12
3/11	水	135	11
3/12	木	100	5
3/13	金	74	5
3/14	土	87	7
3/15	日	0	0
3/16	月	33	2
3/17	火	85	1
3/18	水	118	6
3/19	木	60	4
3/20	金	17	1
3/21	土	60	5
3/22	日	1	0
3/23	月	78	1
3/24	火	89	3
3/25	水	108	0
3/26	木	101	1
(累計)		3,735	775



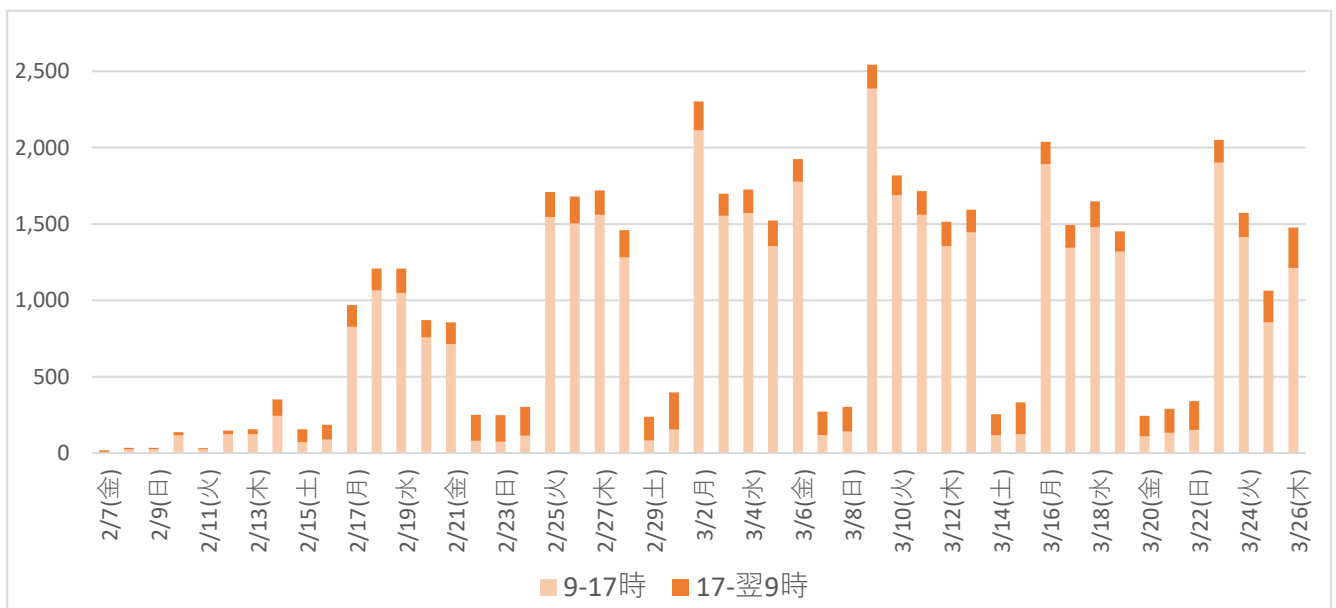
新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）の 受付状況について

1 開設日時及び受付時間・設置機関

令和2年2月7日（金）午後5時 開設

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による（概ね午前9時～午後5時）	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

2 相談対応件数（日別）



*2/7のみ午後5時～翌午前9時の対応

3 相談対応件数（累計）

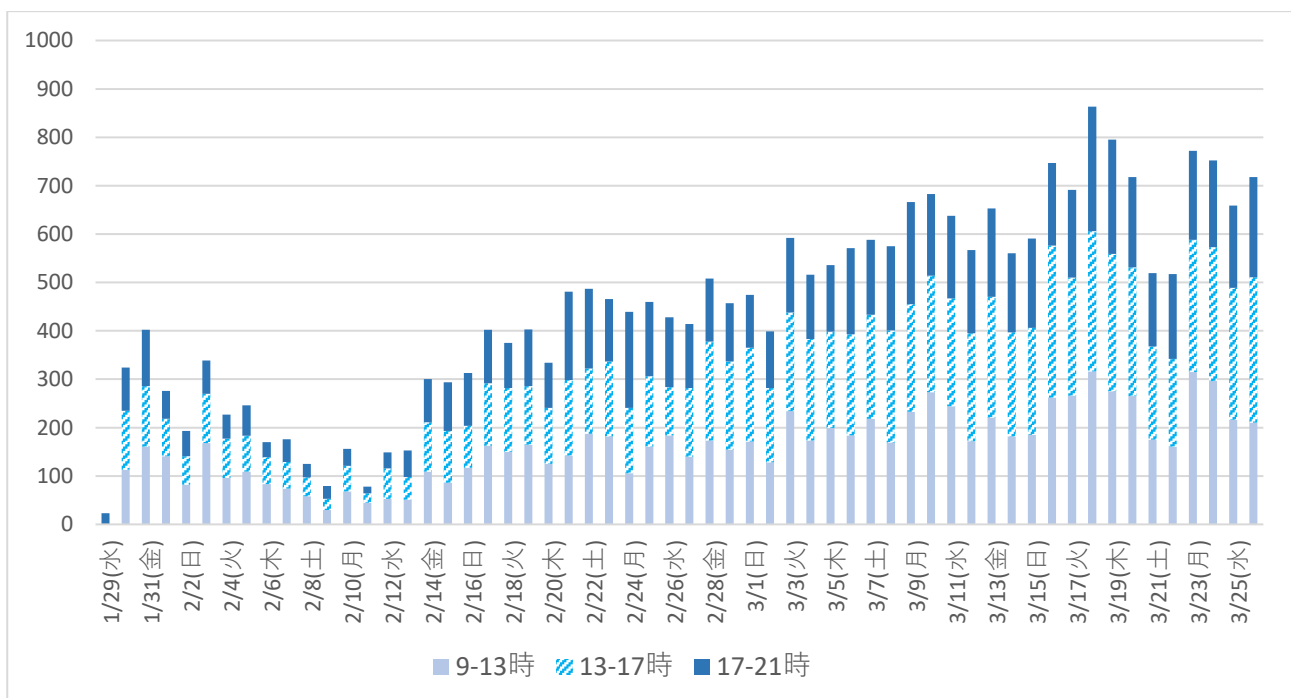
9-17時	40,777
17-翌9時	6,789
計	47,566

新型コロナコールセンター（新型コロナウイルス感染症に関する 電話相談窓口）の受付状況について

1 開設日時及び受付時間

令和2年1月29日（水）午後6時 開設
受付時間：午前9時から午後9時まで（土、日、祝日含む）

2 相談対応件数（日別）



*1/29のみ午後5時～午後9時の対応 *2/28より回線増加、多言語対応等を実施
*3/12より回線増加

3 相談対応件数（累計）

9-13時	9,420
13-17時	9,251
17-21時	7,366
計	26,037

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、4 月 12 日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2 月 22 日から 3 月 15 日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4 月 12 日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（3 月 27 日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3 月 3 日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3 月 12 日）

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行 3 月 16 日）を 4 月 16 日まで 1 か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行 3 月 16 日）を 4 月 16 日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都 3 月号 1 面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3 月 13 日～15 日に、新聞主要 6 紙に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・ 広報東京都 4 月号 1 面・2 面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載予定

- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトペーパーに加え、食料品に関しても買い占めを行わないよう、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
(オリンピック・パラリンピック準備局)
 - ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
 - ・ 都立スポーツ施設等の休館
- (都市整備局)
 - ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- (住宅政策本部)
 - ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
 - ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- (福祉保健局)
 - ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
 - ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
 - ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
 - ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
 - ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
 - ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
 - ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
 - ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
 - ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
 - ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
 - ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供
- (病院経営本部)
 - ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
 - ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ
- (産業労働局)
 - ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
 - ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3 月 31 日まで夜間延長）
 - ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
 - ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
 - ・ 各種支援策については、別紙のとおり
- (建設局)
 - ・ 都立公園などにおける取組みの実施
- (港湾局)
 - ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
 - ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
 - ・ ゆりかもめにおいてスムーズBizの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
 - ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
 - ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施
- (交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知

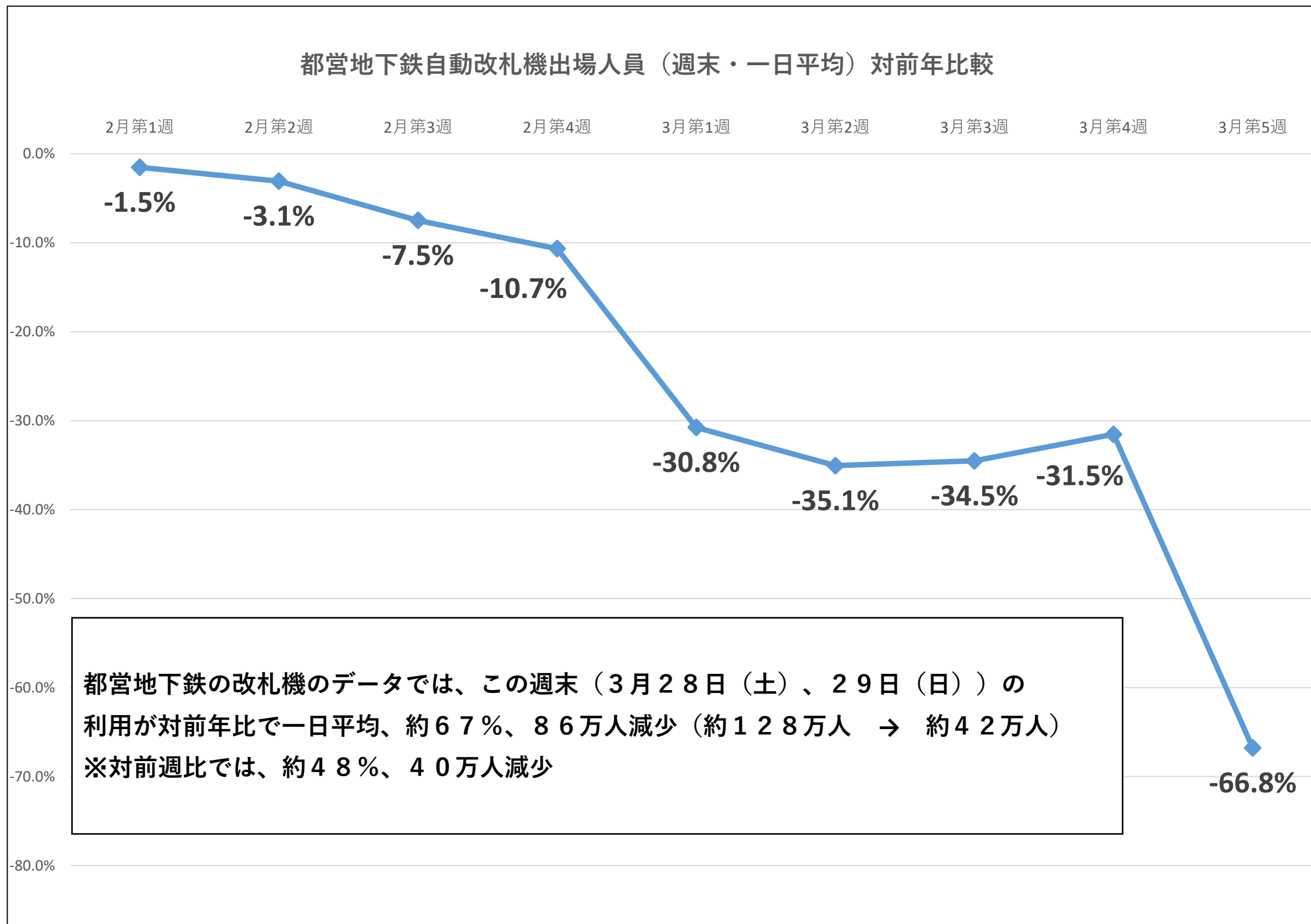
(東京消防庁)

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

都営地下鉄自動改札機出場人員（週末・一日平均）対前年比較



都営地下鉄の改札機のデータでは、この週末（3月28日（土）、29日（日））の利用が対前年比で一日平均、約67%、86万人減少（約128万人 → 約42万人）
 ※対前週比では、約48%、40万人減少

「第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年3月30日（月）19時45分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それではただいまより第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

本日は、感染症の専門家といたしまして厚生労働省の対策本部クラスター対策班でいらっしゃる北海道大学大学院医学研究院の教授の西浦先生にお越しいただいております。後ほど本会議の中でご説明をいただく予定にしております。

それでは次第に従って進めてまいります。新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応でございますが、本日は時間の都合もございますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

それでは福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局】

まず、東京都の孤発例における特定業種に関連することが疑われる事例の集積については、西浦先生のご報告とさせていただきます。

次に、都内の医療機関の入院患者数等の推移を示したものであります。

これは都の場合は、国のチャーター便などの帰国後時の対応、それとクルーズ船の乗客の対応をやっておりました。

点線が入院数の累積でございます。当然、実線部分が累積の退院患者数でございます。

概ね入院から退院にいく、山の動きが約2週間から3週間のずれがでてくる。つまり、累積入院から累積退院を引いた点線と実線の隙間のところ、いわゆる実入院患者数となるということ。このところをまずご理解いただければと思っています。

これを冒頭申し上げたのは、先般、東京都の医療提供体制の病床の確保の考え方、症状に応じて

病床を確保していく。その確保の考え方をイメージしやすく分かりやすく整理しました。

このグラフが示す図でございますが、左に病床数の規模感、右に患者数の規模感と書かれています。

今日現在の患者数13名出ています。その部分を含めて重症者が16名、中軽症者378名、合計394名の方が入院なされています。それに対して、現時点で500床確保していただいている。今後、各病院の病床の稼働状況等を見ながら、また、症状、陽性となった方、数の動向を見ながら、右肩上がりで重症・重篤について最大700床持っている。中等症、軽症について最大3,300床を目途に都内の病院の協力を得ながらベッドを確保していきたい。こういう考え方でございます。

もう1点一番下段のところ、軽症、無症状の方につきましては、医療機関に入院する必要がないと判断させていただいた場合は、自宅や宿泊施設等での療養に移行していくと、全体として医療機関の適正規模を守りつつ、キープしつつ、重症の方、中等症の方の医療機関の確保に努めていきたいと思っております。

次に病原体検査の実施状況、新型コロナ受診相談窓口の状況、コールセンターの受付状況を資料のとおり定点でご報告させていただきます。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。交通局長からご説明をお願いします。

【交通局】

都営地下鉄の週末、いわゆる土日祝日の平均を昨年と比較したのとなっております。ご覧の様に3月に入ってから30%台で推移しておりましたけれども、この昨日、一昨日の28、29日については昨年と比較して、マイナス16.5%、約7割の減、人数にしたら86万人の減少になるという資料となります。

【危機管理監】

ありがとうございました。ほかに各局等でご発言のある局はございますか。よろしいですか。

それでは、「東京都：孤発例における特定業種に関連することが疑われる事例の集積」の資料について西浦先生からお願いいたします。

【厚生労働省対策本部クラスター対策班 西浦先生】

厚生労働省より参りました西浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。お手持ちの資料における特定業種に関連することが疑われる事例の集積ということで、この流行曲線をご覧ください。東京都における孤発例といって感染源の分からない患者さんの、確定日別での流行曲線を示しています。このご指摘をさせていただきました。最近、既に報道で一部出ているところもありますけれども、夜の街といいますか、夜間から早朝にかけての接待飲食業の関連の感染者が東京都で多発していることが明らかになりました。それを受けて、東京都内の業種の積極的疫学調査によるデータを厚生労働省のクラスター対策班で整理し分析させていただいたものがこちらになります。ここで、特定業種というものを風営法に従って分類させていただいているんですけど、その中の左側の特定業種、※1、2、3、これに相当する特定業種の場合で感染したと疑われる患者が全部で38名いらっしゃいまして、確定したうちの流行曲線の内の白色部分でハイライトさせていただいております。最近の約30%の患者がこれに相当する、店員の方々もいるんですけども、この点で分布が右側に入っていますけれども、20～30歳代の店員に相当する方や、あるいはお客様が比較的高齢であることなどを背景にしておりますので、幅広い年齢層を含むことが特徴です。都や保健所の調査に応じた分だけを示しているのですけれども、実際の調査では調査に応じていただけない患者さんもいるということもクラスター対策班や分析班から聞き受けております。経路が一部困難であることが一部報道される中で、積極的の対策を講じなければならない数の伝播が始まっているものと思われるますので、ここで報告させていただきます。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは本部長からご発言をお願いいたします。

【知事】

本日は、厚生労働省対策本部クラスター対策班の専門家でいらっしゃる西浦教授にお越し頂き、都内発生事例に関する分析結果を御報告いただきました。

内容は、先ほどのお話しにあったとおりだが、感染経路が不明な症例のうち、夜間から早朝にかけて営業している、バーやナイトクラブ、酒場など、接客を伴う飲食業の場で感染したことが疑われる事例が多発していることが明らかになってきております。

こうした場合は、感染のリスクが高いと言われる「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集する場所」、「近距離での密接した会話」のいわゆる3つの密が、より濃厚な形で重なる場となっております。

すでに、皆様には、こうした3つの密を避けていただくとともに、平日の夜間の外出や週末における不要不急の外出を控えていただくことをお願いしております。本日のクラスター対策班からの御指摘を踏まえ、都民の皆様にも、こうした場への出入りを控えていただくよう、お願いしたいと思います。

特に、若者については、カラオケやライブハウス、中高年の方々については、バーやナイトクラブなど、接待を伴う飲食店などに行くことは当面控え自粛していただきたい。

一方で、今回の新型コロナウイルス感染症を原因として様々な影響を受けておられる飲食店をはじめ、中小企業・事業者への支援を国に強力に要望することや都独自の対策も今後考えてまいりたいと思います。

医療体制については、23日に発表した「新たな対応方針」において、重篤・重症患者、中等症患者、軽症患者数に応じた入院医療体制の方向性を定め、感染状況を踏まえながら、段階的に病床確保を進めていくこととしております。

そして先週から感染者が増加しているが、今後の感染動向も見据え、東京都医師会に御協力いただき、症状に応じた医療体制の確保に万全を期していただきたい。

また、軽症者・無症状者については、今後、厚生労働省と協議し、自宅や宿泊施設等での療養へ

の移行に向けて取り組んでいただきたいと思います。

【危機管理監】

ありがとうございました。以上を持ちまして、「第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。